

東京都特定不妊治療費助成を申請される方へ

申請期限は過ぎていませんか？

「1回の治療」が終了した日はいつですか？

※特定不妊治療費助成事業受診等証明書(第2号様式)の「今回の治療期間」を確認してください。

令和3年3月31日以前

申請期限を過ぎています。

令和3年4月1日～令和4年3月31日

令和4年3月31日(当日消印有効)
が申請期限です。

令和4年1月1日～令和4年3月31日
に終了した治療のみ特例があります。

令和4年3月31日に間に合わない場合は、
令和4年6月30日(当日消印有効)
まで申請を受け付けます。

住民票は省略できません。

※治療日にかかわらず、4月1日以降の申請はすべて令和4年度助成となりますので、年度1回目として提出が必要です。

注意！

- 「当日消印有効」とは、例えば「3月31日の消印が押印されているものは、4月1日に東京都に到着しても申請として有効です。」ということの意味します。3月31日の夜にポストに投函した場合は、翌日4月1日の朝に回収されることとなります。この場合、郵便局で押印される消印が4月1日となり、これが東京都に到着しても期限を過ぎた申請となってしまう、申請を受け付けることができません。
- 申請書類には個人情報が多く含まれていますので、**簡易書留**や**特定記録郵便**など、配達したことが証明できる郵便のご利用を強くお勧めします。(簡易書留などは、郵便等の事故があった場合でも、申請者ご本人が申請期限までに申請書類を郵送したことを証明する証拠資料にもなります。)
- 締切間際は申請が集中するため、決定まで4か月程度お待ちいただく場合があります。
- 八王子市にお住まいの方は、八王子市への申請となります。